

○新旧対照表（愛媛県建設工事最低制限価格制度実施要綱）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改正後	改正前
（最低制限価格及び最低制限基本価格の算定） 第3条 前条に規定する県工事の契約に係る最低制限価格及び最低制限基本価格（最低制限価格の算定の基本となる価格をいう。以下同じ。）は、別表に掲げるところにより算出した額とする。 2 工事を発注する部局の長又は地方機関の長は、前項の規定により算定した最低制限基本価格を記載した書面を封書にし、入札執行者（知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。以下同じ。）に送付するものとする。 3 省略 （ランダム係数の決定） 第4条 別表に掲げるランダム係数は、電子入札システムにより1.000から1.005の範囲内で決定する係数とする。 （最低制限価格の事後公表） 第5条 第3条第1項の規定により算定した最低制限価格は、契約の締結後に公表するものとする。 （落札者の決定） 第6条 入札価格が別表に掲げる税抜き最低制限価格を下回る場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。 2 省略 （落札者決定の通知）	（最低制限価格_____の算定） 第3条 前条に規定する県工事の契約に係る最低制限価格_____ _____は、別表に掲げるところにより算出した額とする。 2 工事を発注する部局の長又は地方機関の長は、前項の規定により算定した最低制限価格_____を記載した書面を封書にし、入札執行者（知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。以下同じ。）に送付するものとする。 3 省略 （新設） （最低制限価格の事後公表） 第4条 前条第1項の規定により算定した最低制限価格は、契約の締結後に公表するものとする。 （落札者の決定） 第5条 入札価格が最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。 2 省略 （落札者決定の通知）

<u>第7条</u> 省略 (入札参加者への周知) <u>第8条</u> 入札執行者は、規則第132条第1項の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするにあたっては、次の各号に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲載するなどして周知を図るものとする。 (1) 省略 (2) <u>税抜き</u>最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。 (雑則) <u>第9条</u> 省略	<u>第6条</u> 省略 (入札参加者への周知) <u>第7条</u> 入札執行者は、規則第132条第1項の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするにあたっては、次の各号に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲載するなどして周知を図るものとする。 (1) 省略 (2) _____最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。 (雑則) <u>第8条</u> 省略
---	--

別表を次のとおり改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

別表 最低制限価格及び最低制限基本価格の算定方法

区分	計算式		備考
土木工事	税抜き最低制限基本価格 (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68) (注1)	税抜き最低制限基本価格×1.1 (注2)	ただし、左欄の税抜き最低制限基本価格の計算式により算出した額が、税抜き予定価格に7.5/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、税抜き予定価格に7.5/10を乗じて得た額を税抜き最低制限基本価格とする。
	税抜き最低制限価格	最低制限価格	
	税抜き最低制限基本価格×ランダム係数 (注2)	税抜き最低制限価格×1.1 (注2)	
建築工事 (建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。)	税抜き最低制限基本価格 {直接工事費×0.9×0.97+共通仮設費×0.9+直接工事費×0.1+現場管理費}×0.9+一般管理費×0.68 (注1)	税抜き最低制限基本価格×1.1 (注2)	ただし、左欄の税抜き最低制限基本価格の計算式により算出した額が、税抜き予定価格に7.5/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、税抜き予定価格に7.5/10を乗じて得た額を税抜き最低制限基本価格とする。
	税抜き最低制限価格	最低制限価格	
	税抜き最低制限基本価格×ランダム係数 (注2)	税抜き最低制限価格×1.1 (注2)	

(注1) 費目ごとに所定の率を乗じ、円未満切捨てとする。

(注2) 計算結果に端数が生じる場合は、円未満切捨てとする。